

冬の交通安全県民運動 やめよう!佐賀のよかろうもん運転

冬の交通安全県民運動は、「やめよう!佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに、
12月11日(水)～12月20日(金)の10日間実施されます。

運動の重点は、

- 1 横断歩行者をはじめとした歩行者の保護
- 2 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付き自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

の3項目になっています。

- ◎ 「よかろうもん運転(携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持)」の根絶



飲酒運転し(四)ない運動

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転をさせない

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

駐在所から皆さんへ



最近、朝夕の通勤通学時間帯の住宅地や通学路周辺の事故が増えています。

車のドライバーだけでなく、歩行者や自転車を運転する人達も、お互いにマナーを守って、事故を起さないように交通安全をこころがけましょう。

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

平成18年6月、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題を風化させないため、理解と関心を持つことが大切です。

マナーを守って正しい狩猟

11月15日から、狩猟期間にです。

ハンターの皆さんは、ルールとマナーを守って、

正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めて下さい。

翌年2月15日までの狩猟期間中、レジャー等で山に入られる方は、銃声のする方向には近づかないようにしてください。